

探偵社 株式会社MR差止請求訴訟・和解報告

埼玉消費者被害をなくす会（以下、当会という）は、2012年10月19日 企業信用調査、個人信用調査を目的とする事業者である「株式会社MR」（本社：東京都豊島区、以下、当該事業者という）に対する差止請求訴訟を東京地方裁判所民事部に提起していましたが、本日3月29日午前10時より同民事部において第3回弁論が開かれ、当事者双方の合意により裁判所で和解が成立しました。

当会は、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受け、消費者契約法に基づく差止請求関係業務をおこなっていますが、企業信用調査・個人信用調査を目的とする被告の定めている調査委任契約書及び重要事項説明書の解約に関する条項、調査期間中の調査内容報告をしないとした規定が消費者契約法に違反するとして、差止を求めたものです。和解内容は、以下のとおりです。

1. 和解内容（契約条項目録は別紙）

- 1 株式会社MR（以下、被告という）は、原告に対し、被告が消費者との間で調査委任契約を締結するに当たり使用してきた別紙契約等条項目録記載の調査委任契約書中の各条項及び重要事項説明書中の各説明内容（以下、併せて「本件各条項等」という。）につき、その使用を停止することを約束する。
- 2 被告は、原告に対し、本件各条項等が記載された契約書及び重要事項説明書の各用紙を直ちに破棄することを約束する。
- 3 被告は、原告に対し、速やかに、本件各条項等を改訂するとともに、改訂した調査委任契約書及び重要事項説明書の各ひな型を交付することを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、本件各条項等の使用停止及び改訂について、被告の従業員らに告知することを約束する。
- 5 被告は、原告に対し、調査委任契約の解約について、消費者から相談・苦情があった場合には、真摯に対応することを誓約する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

2. 和解までの経過

(1) 2012年10月19日、株式会社MRに対する差止請求訴訟を東京地方裁判所民事部に提起しました。

2012年12月6日、第1回弁論期日終了後に原告当会代理人と被告MR側代理人の間で、本件の解決に向けた調整の可能性について意見交換をし、2013年1月22日に行った面談で「解約金条項に関して協議がまとまり次第、近日中に改訂する方向で準備中」との説明を受けました。

2013年2月19日の第2回弁論期日において、和解の方向で協議中であることを報告し、3月6日、和解条項案を全国の各適格消費者団体への縦覧を経て、裁判所に提出しました。

(2) 適格消費者団体が行使する差止請求権については、消費者契約法第23条第4項により他の適格消費者団体、内閣総理大臣に対し2週間の和解案の縦覧期間が必要とされているため、第3回期日を3月29日としました。

(3) 3月21日、被告側代理人から「調査委任契約書（契約事項）及び重要事項説明書」（改訂案）」が示され、内容を確認し、「和解条項案」に基づき裁判上の和解を成立させるに至りました。

3. 本件の当事者について

原告 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司
さいたま市浦和区岸町7-11-5

原告訴訟代理人弁護士 長田 淳ほか6名
さいたま市大宮区宮町2-28 あじせんビル4階・6階
埼玉中央法律事務所 電話 048-645-2026

被告 株式会社MR 代表者 代表取締役 宗万 真弓
東京都豊島区東池袋一丁目40番3号1階

4. 事件名・事件番号

契約締結差止等請求事件
平成24年（ワ）第29627号

5. 添付資料：契約条項目録を別紙添付します。

6. 問合せ 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
電話 048-844-8971（埼玉県生協連内） 担当：針生までお願いします。